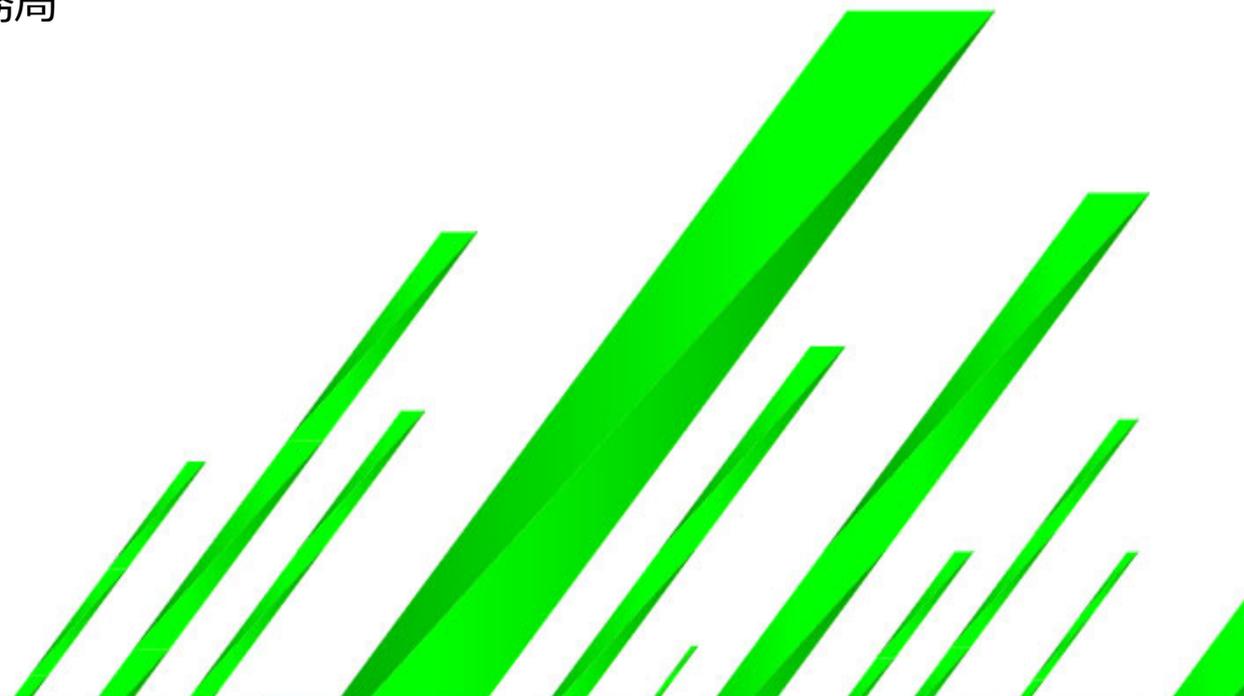


来年度から本格稼働する GXリーグにおける排出量取引の考え方について②

令和4年10月 GXリーグ設立準備事務局



第2回学識有識者検討会の位置付け

第1回学識有識者検討会後、GXリーグ賛同企業との対話を実施。

本日は、対話を踏まえ、検討を深めるべきと考える主な論点について、専門的見地からご意見を賜りたい。

<第1回学識有識者検討会以降の賛同企業との対話及び検討状況>



※ 9月より追加募集開始
(1次募集終了時の440社から、約500社にまで賛同拡大)

※ 検証機関からも別途、算定・検証についての参考意見を聴取

GX-ETSのルール等に関する振り返り

(GX-ETSの制度骨子) ※前回時点での内容

- ◆ GXリーグへの参画：企業が、自ら意思決定。
- ◆ 削減目標の設定と実践：企業が、2030年度の間地点としての2025年度目標を、自ら設定。目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表
 - ※ 超過削減枠を創出するためには、企業が設定する基準年度から2050年カーボンニュートラルまで直線で削減を行う場合の削減率以上の目標設定が必要。
 - ※ 脱炭素への代替手段が技術的・経済的に限られる産業分野（鉄、化学、紙パ、セメント等）は、トランジション・ロードマップ等に沿った排出経路での目標設定が可能。
- ◆ 基準年度の設定：企業が、2013年度から2021年度までの間で設定。
- ◆ 目標設定や実績の公表：国が、参画企業の取組状況を開示するための基盤（※）を整備。
 - ※ 国が、ステークホルダーも閲覧可能な、GXダッシュボードを整備し、企業の取組状況を発信。
- ◆ 目標未達の場合：企業が、GXダッシュボードにおいて、取引の状況を開示
 - ※ GXリーグは任意の枠組みであり、第1フェーズにおいて、国がペナルティを課すことはない。

GX-ETSの手続き案（概要）

1. 参加

◆ 企業は、野心的な削減目標※、GX移行戦略をGXダッシュボードに登録。

①企業が2050CNと統合的な目標等を開示

②2030年度及び中間目標（2025年度※）時点での目標排出量を登録

※パリ協定上、次のNDC（国が決定する貢献）である2035年目標を、2025年に提出することが想定されていることを踏まえて設定

2. 実践

◆ 削減に向けた投資に加え、経済合理的な目標達成に向け、市場を通じた排出量取引

取引対象

① **超過削減枠** 

▲46%削減※基準年度が2013年度の場合
▲60%削減達成
→ 14%分の超過削減枠を、売却可能

基準年度 NDC相当 排出実績

※ 企業が設定する基準年度から2050年カーボンニュートラルまで直線で削減を行う場合の削減率を反映した排出量を、「NDC相当」としている。

② **カーボン・クレジット** 

省エネ、再エネ、植林等の取組を実施することで、削減された排出量を認証したもの。金銭価値と交換することで、実現した削減価値を移転。
(例) J-クレジット（中小企業、個人等の活動）
JCM（海外プロジェクト）等

※ ブルーカーボン等、その他GXリーグ内で適格とするクレジットの取扱いや、世界で市場が拡大する、国際標準クレジットのカーボン・クレジット市場での取扱いについても、継続的に検討。

◆ 目標や移行戦略、実践状況を踏まえ、更なる投資を誘導するための予算措置、規制・制度的措置、金融パッケージと連動（政策対応）

3. レビュー

◆ 毎年度、企業の実践状況（排出量・目標への進捗度・取引状況）を公開

◆ 目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表

◆ GXリーグの発展に向けて、リーグ内外での削減実績について検証

本日深堀いただきたい論点

0. GX-ETSの制度設計における基本的な視座

参加

実践

レビュー

1. 超過削減枠の創出に関する論点

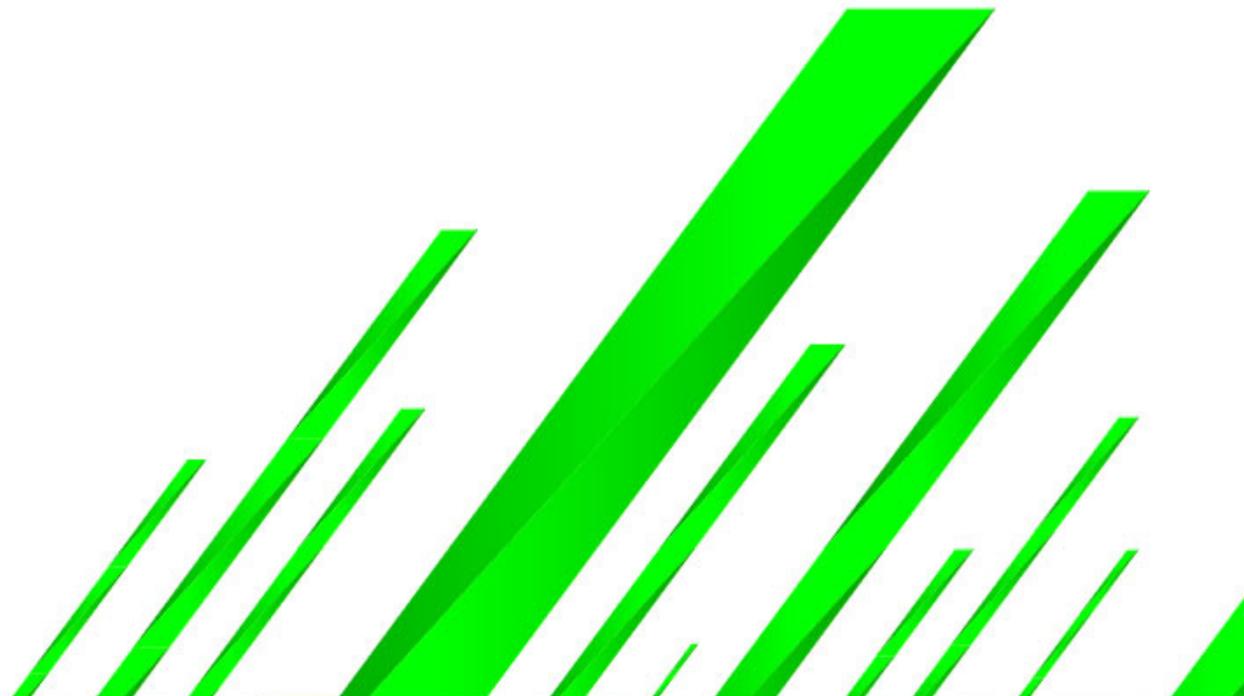
2. 基準年度に関する論点

3. 算定・検証に関する論点

5. 段階的发展に関する論点

4. GXダッシュボードに関する論点

0. GX-ETSの制度設計における基本的な視座



GX-ETSの制度設計における基本的な視座

1. 市場機能を活用した経済合理的な削減

- ◆ 排出量取引（ETS）は、パリ協定1.5度努力目標や、我が国の2050カーボンニュートラル・2030年NDCという国際公約に向け、我が国全体の排出量を、経済合理的に削減する手法。
- ◆ 諸外国のETSも参考に、国が各企業の削減目標を設定するべきとの意見もあるが、GXリーグは、我が国において産業界の自主的取組がこれまで成果を上げてきたことも踏まえ、自主的かつ市場ベースでのカーボンプライシングとして、市場機能（効率性・プレッジ&レビューによる透明性・規律等）を活用し、企業の創意工夫を促す枠組み。
- ◆ 自己投資による削減に加え、他社の超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達による削減を通じて、我が国全体の排出量削減を牽引。

2. 公平性

- ◆ 業種・規模問わず、GXリーグの理念に賛同し枠組みに参画する企業は、2050カーボンニュートラルと統合的な目標を掲げるという前提の下、代替手段の有無や国際競争の状況等、各業界や企業の置かれている状況を踏まえ、基準年度及び削減経路を含む削減目標等について、自主的に設定。

3. リーダーシップ

- ◆ GXリーグは、参画企業が世界全体でのカーボンニュートラルの実現に向けてリーダーシップを発揮するとともに、いち早い移行を通じた国際競争力の強化に向け、金融市場・労働市場・市民社会から応援される仕組みをつくることを目指す枠組み。参画企業の取組を開示するGXダッシュボードでは、GX-ETSにおける進捗のみならず、サプライチェーンでの削減活動や、グリーン市場創造に向けた取組など、参画企業のリーダーシップに関する活動を幅広く公表。

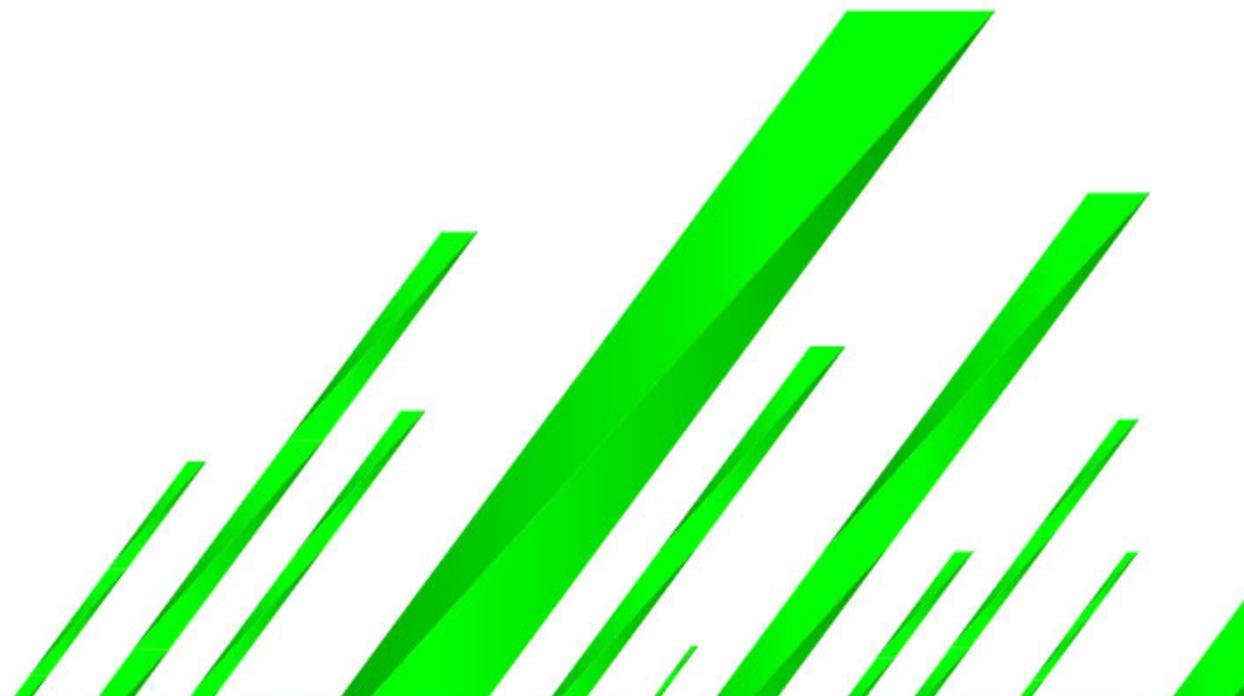
4. 段階的發展

- ◆ 各国とも歳月をかけてETSを発展させてきた歴史を踏まえ、GXリーグも段階的に発展させていく。
- ◆ 国・参画企業や、関連するステークホルダーにおいて、ETSの知見・ノウハウの蓄積を図りつつ、関連市場を形成していく観点から、制度開始初期から複雑化させず、市場機能を活用しつつ効率的に制度運営を行う中で、データ収集を行い、適切なレビューの下、制度を発展させる。

5. グローバル

- ◆ 気候変動問題が地球規模の課題であること、多くのGXリーグ参画企業がグローバルに活動を進めており、世界に対してリーダーシップを発揮することから、GXリーグの枠組みについても、国際的に訴求し、GX-ETSの制度設計においてはカーボンプライシングに関する国際的な動向もふまえる。

1. 超過削減枠の創出に関する論点



論点：超過削減枠の創出要件（1/3）

第1回検討会資料で示した考え方

- 超過削減枠は、野心的な削減目標水準設定へのインセンティブ
- 超過削減枠の創出のためには、「超過削減枠」創出可能事業者として認証を受けることが必要。
- 当該認証は、基準年度からの削減率が、基準年度から2050年カーボンニュートラルまで直線で削減を行う場合の2030年度/2025年度時点の削減率を機械的に計算したもの以上であるかで判断。
- 「超過削減枠創出可能事業者」の認証を受けている場合であって、当該年度の目標排出量よりも排出実績が少ない場合は、超過削減分を「超過削減枠」として、事務局に認証を求めることができる。



主な意見

（賛同企業からの意見）

- NDC以上の削減分を超過削減枠創出の基準とした方が明確になり、わかりやすい。
- より高い目標値を設定する動機付けをするには、高い目標を掲げる企業に、質又は価格の高い排出枠を配ることが一案。
- 一律の46%削減目標ではなく、取り組みやすい・取り組みにくい業種別で削減目標のベースラインを設定すべき。
- 産業部門は2013年比で2030年時点38%達成のラインを超過削減枠として欲しい。
- 経済と環境の好循環や投資の誘発という制度趣旨を考慮すれば、超過削減枠のバンキングが必要。

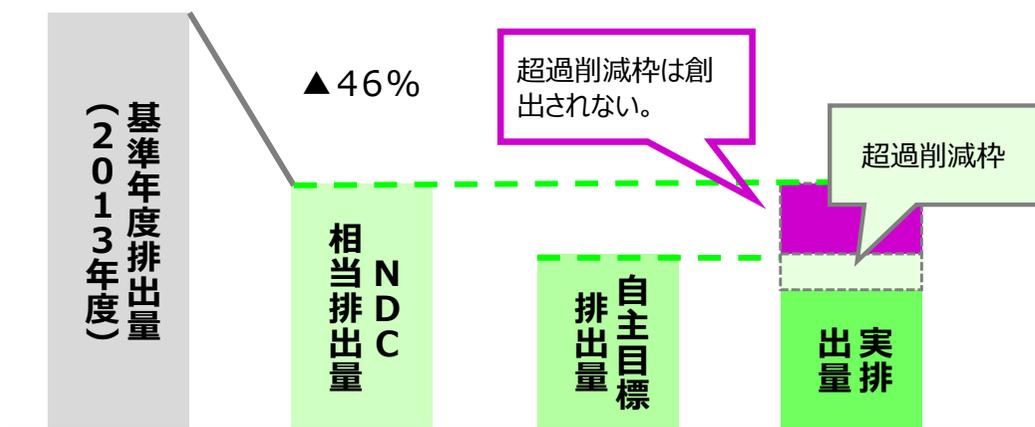
（委員からの意見）

- 46%以上に目標設定を行うインセンティブがない。
- 有効期限を設けることは重要ではないか。有効期限は投資を促す点に加え、流動性の観点からも重要な視点である。

論点：超過削減枠の創出要件（2/3）

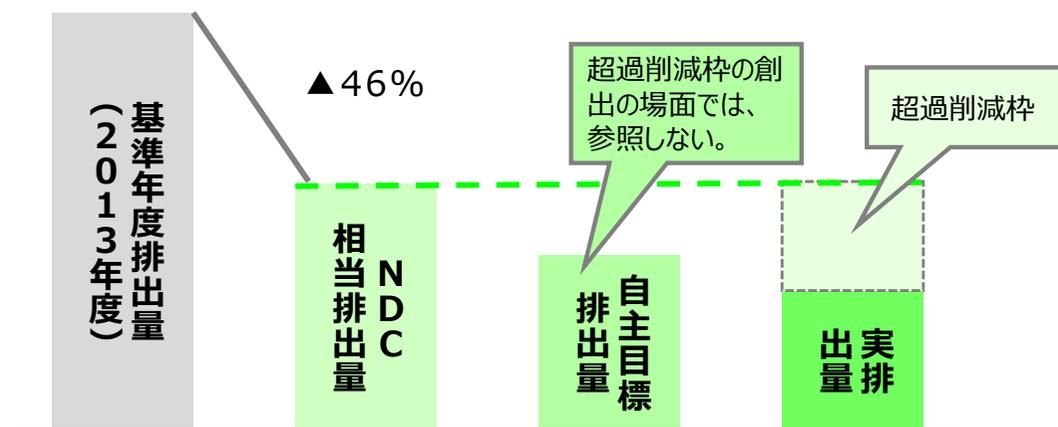
- ◆ 金銭価値を伴う超過削減枠の設定においては、あまりにも低い削減目標を掲げた企業による創出を防止するなど、公平性の確保が必要。そのためには、①一律の基準を設定するか、②個別産業・企業ごとの適切な水準を公正に定めることが必要。
- ◆ ②については、現時点においては、必要なデータが揃っておらず、また第三者が客観的に評価することも困難。
- ◆ そのため、まずは①のアプローチをとりつつ、かつ一律の基準としては、NDC相当以上であれば、超過削減枠を創出する企業が多ければ多いほど、パリ協定1.5度努力目標と整合的な我が国のNDC実現にも大きく寄与し、国際的にも訴求することが可能であるため、過度な制度の複雑性を回避する観点からも、制度の開始においては、まずは適当ではないか。
- ◆ ただし、前回示した考え方だと、高い目標を設定すればするほど、超過削減枠の創出可能性は低くなり、逆に目標未達成の場合に調達するかどうかを公表する適格カーボン・クレジット等の量は増加するため、インセンティブを阻害するとの指摘があった。
- ◆ そのため、超過削減枠の創出基準は、掲げる目標設定水準に関わらず、NDC相当排出量と実排出量の差分としてはどうか。

<第1回検討会資料で示した考え方>



- 超過削減枠の創出のためには、超過削減枠創出可能事業者として認証を受けることが必要。当該認証は、自主目標について、基準年度からの削減率がNDC相当以上であればよい。そして、自主目標排出量と実排出量の差分が超過削減枠となる。他方、自主目標排出量を達成できなかった場合は、自主目標排出量と実排出量の差分を調達したかどうかを公表。
- したがって、NDC相当排出量以上の目標を掲げるインセンティブがない。

<今回お示しする考え方>



- 超過削減枠の創出については、NDC相当排出量と実排出量の差分で判断。
- 他方、自主目標排出量を達成できなかった場合は、①NDC相当排出量が自主目標排出量より多いケースでは、NDC相当排出量と実排出量の差分を、②NDC相当排出量が自主目標排出量より少ないケースでは、自主目標排出量と実排出量の差分を、取引（調達）したかどうかを公表。

論点：超過削減枠の創出要件（事例）（3/3）

■ NDC相当の排出量 ≥ 自主目標排出量のケース

前提条件※	
基準年度排出量（2013年度）	100,000t-CO ₂
NDC相当の排出量	54,000t-CO ₂
自主目標排出量	50,000t-CO ₂

※直接排出

＜例1＞自主目標を達成した場合；実排出量40,000t-CO₂
「NDC相当の排出量」と「実排出量」の差分→超過削減枠の創出

- ・ 超過削減枠；14,000t-CO₂

＜例2＞自主目標を達成できなかったが、NDC相当の排出量水準を達成した場合；実排出量52,000t-CO₂

「NDC相当の排出量」と「実排出量」の差分→超過削減枠の創出

- ・ 超過削減枠；2,000t-CO₂

※ 自主目標は達成していないが、NDC相当の排出水準を達成しているため、実排出量と自主目標排出量の差分についての超過削減枠等の調達の有無の公表は不要。

＜例3＞自主目標を達成できなかった場合；実排出量60,000t-CO₂
「NDC相当の排出量」と「実排出量」の差分につき超過削減枠等の調達の有無を公表。

- ・ 超過削減枠等の調達量；6,000t-CO₂

■ NDC相当の排出量 < 自主目標排出量のケース

前提条件※	
基準年度排出量（2013年度）	100,000t-CO ₂
NDC相当の排出量	54,000t-CO ₂
自主目標排出量	60,000t-CO ₂

※直接排出

＜例4＞NDC相当の排出量水準を達成した場合；実排出量40,000t-CO₂
NDC相当の排出量と実排出量の差分→超過削減枠の創出

- ・ 超過削減枠；14,000t-CO₂

＜例5＞自主目標を達成できなかった場合；実排出量70,000t-CO₂
自主目標排出量と実排出量の差分につき超過削減枠等の調達の有無を公表。

- ・ 超過削減枠等の調達量；10,000t-CO₂

付随論点 : GX-ETSにおける間接排出の考慮 (1/2)

第1回検討会資料で示した考え方

- 国内での直接排出 (Scope1) における排出量が取引の対象
- 間接排出 (Scope2) は、GX-ETSの取引対象には含まれないが、目標値及び実績の公表が必須。
- 国内における直接排出の目標が、基準年度の直接排出と照らし、超過削減枠創出可能な水準であり、排出実績が当該目標より少ない場合に、超過削減枠の創出が可能。



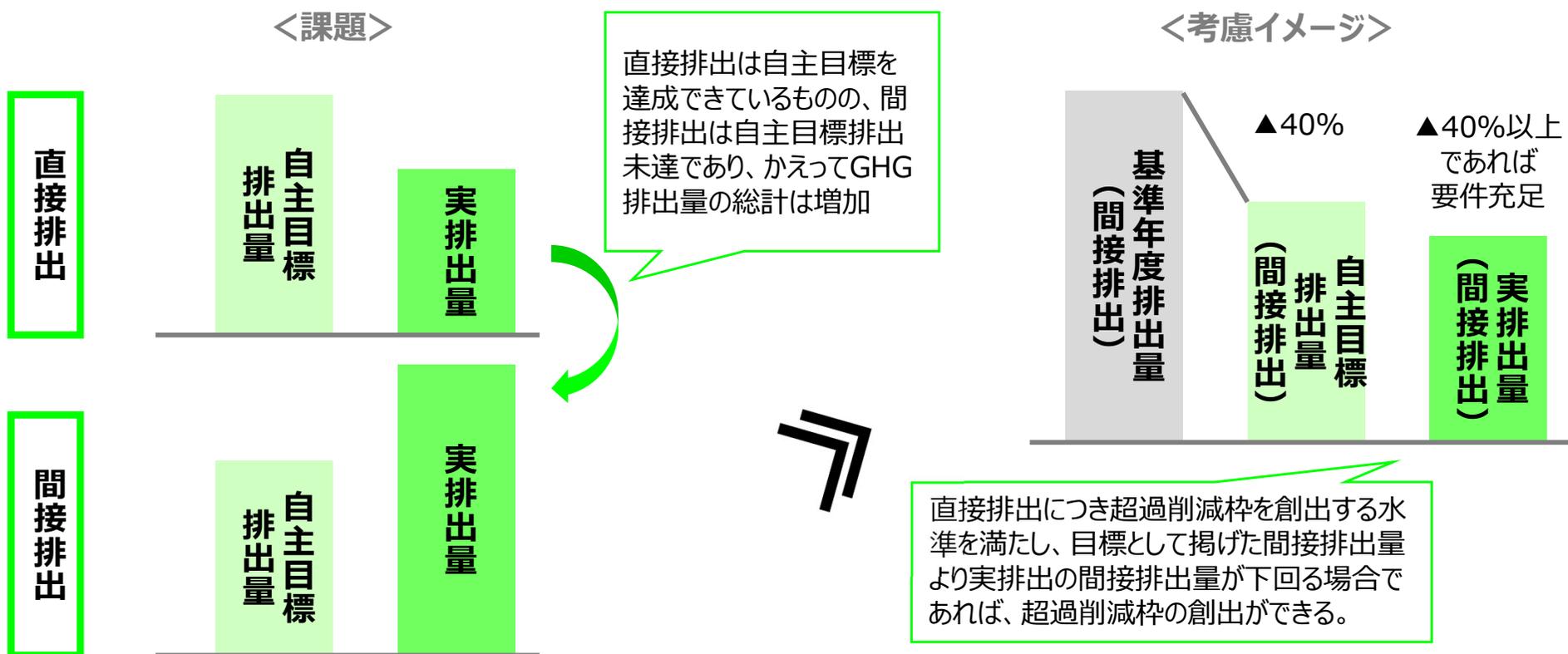
主な意見

(賛同企業からの意見)

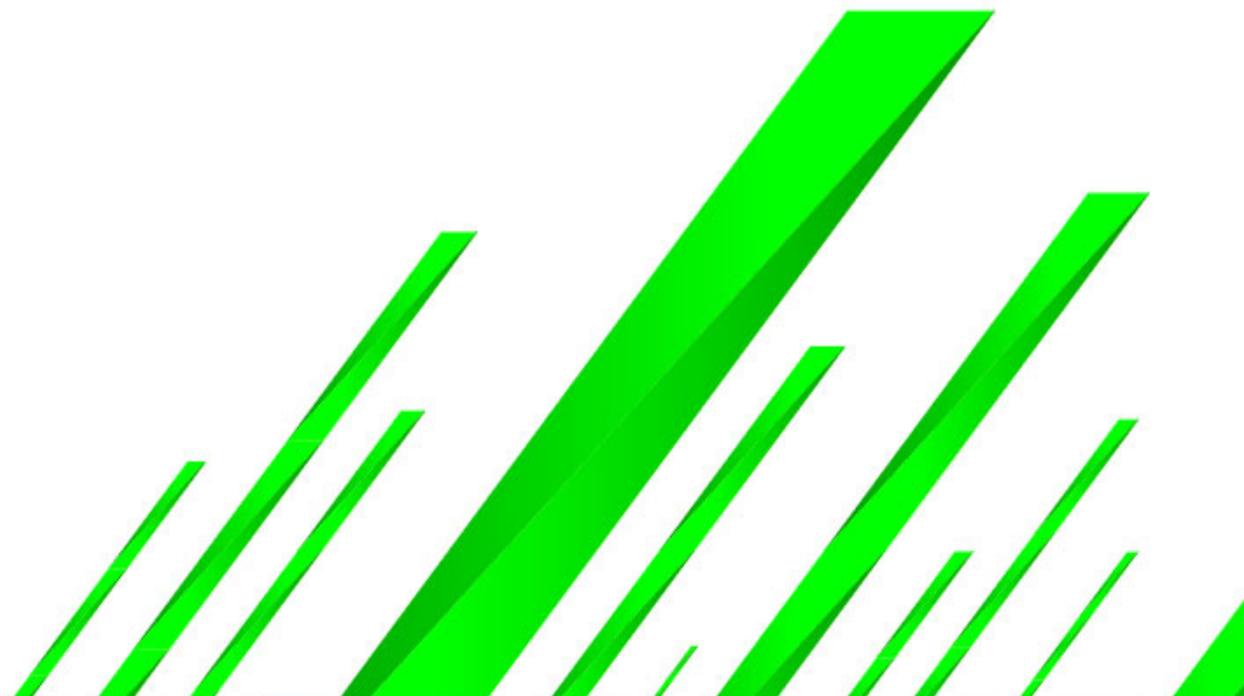
- 目標設定がScope1+Scope2である以上、取引対象も同範囲とした方が整合性が高い。
- 直接排出のみに着目してしまうと、例えばコージェネのような効率性の高いものを止めて、他社から供給するといった全体の排出量は減少しない行動を誘因するのではないか。直接と間接を合わせたところで超過削減枠の創出を検討すべき。

付随論点：GX-ETSにおける間接排出の考慮（2/2）

- ◆ GX-ETSでは発電事業者の参加も想定されていることから、ダブルカウントの問題が生じるため、引き続き間接排出は、取引の対象としない。
- ◆ 他方、超過削減枠の創出を目的として、例えば効率の良い直接排出源を廃止し、効率の悪い間接排出源の導入を進める等、我が国全体の排出量削減という大目的と逆行する自体が生じることは避けるべき。
- ◆ そのため、超過削減枠の創出の要件として、間接排出の自主目標を達成していることを要件としてはどうか。



2. 基準年度に関する論点



論点：基準年度排出量の設定方法（1/2）

第1回検討会資料（追補版）で示した考え方

- 2013年度から2021年度までの①単年度、又は②連続する3年または5年を企業が任意に選択し、年間排出量を算定する手法が想定されるが、国内制度・諸外国制度では②の考えを採用していることや、産業・企業間の公平性の観点も踏まえ、検討する。

※②の場合は当該期間の平均年間排出量。その際、平均をとった期間の中央の年度（例：2014年度から2016年度を選択した場合、2015年度）が、超過削減枠創出可能事業者の認証にあたって削減率を計算する上での基準年度となる）。



主な意見

（賛同企業からの意見）

- 「自主的な」排出量取引への参画障壁を低減する上でも、**企業が「自主的に」選定できる2013年度～2021年度の間で設定可能という考え方に賛同**する。
- 基準年度は**2013年度で揃えるべき**ではないか。
- **2013年度より前の努力が反映すべきである。**
- 2013年以前からの取り組みについては、ダッシュボードへの記載が可能である旨聞いているが、それだけでは不十分であると感じる。**2013年以前の取り組みも含めて評価されるような仕組みの構築**をお願いしたい。

（委員からの意見）

- 基準年度排出量の設定は、東京都ETSの様に、**複数年度の平均をとるべき。**
- **2013年度より前の努力が反映されない。**

論点：基準年度排出量の設定方法（2/2）

- ◆ 政府がNDCにおける基準年度を2013年度と設定していることから、シンプルな制度という観点では、基準年度として2013年度を軸とすることが望ましい。
- ◆ 他方、参画企業によっては、2013年度の排出量が本来の排出活動を表していないという場合もあり、制度の実効性を損ねる可能性がある。
- ◆ よって、国内外の制度もふまえ、原則、2013年度を含む連続する3年度の平均を基準年度排出量とすることを恣憑することとしてはどうか（2013年度を含めればよく、2011年度～2013年度、2012年度～2014年度や2013年度～2015年度を2013年度の基準年度排出量とする。）。
- ◆ もっとも、参画企業のおかれている状況やこれまでの取組実績が多様であることから、自主的な排出量取引の性質に照らし、企業が自ら基準年度を設定できることも許容することとしてはどうか。
- ◆ ただし、その際は、①NDCが2013年度比であり、②過去に遡り基準年度を設定すればするほど、削減率は高くなる傾向になると考えられるが、直近の削減努力が判別しづらくなり、③超過削減枠創出の前提となる正確なデータの確保も難しくなることから、引き続き2013年度以降で設定されるべきではないか。
- ◆ この場合も、単年度の設定ではなく、連続する3年度の平均をとることとしてはどうか。
(例；自社の生産活動の実態を最も表すと考える2015年度～2017年度の平均で設定をする場合、基準年度は中央年度の2016年度とする。)
- ◆ なお、エビデンスに基づいた政策立案マネジメントを行い、段階的に枠組みを発展させていく観点からは、2013年度を含まない基準年度を採用する企業に対しても、2013年度の排出量のデータの提出を求めているかどうか。
- ◆ 2013年度より前の削減取組実績の表示の在り方については、別途GXダッシュボードの中で検討を行う。

(再掲) 基準年度排出量の設定方法

➤ 自主目標の設定や、超過削減枠創出可能な認証にあたって前提となる、基準年度排出量を算定、検証

- 2013年度から2021年度までの①単年度、又は②連続する3年または5年を企業が任意に選択し、年間排出量を算定する手法が想定されるが、国内制度・諸外国制度では②の考えを採用していることや、産業・企業間の公平性の観点も踏まえ、検討する。

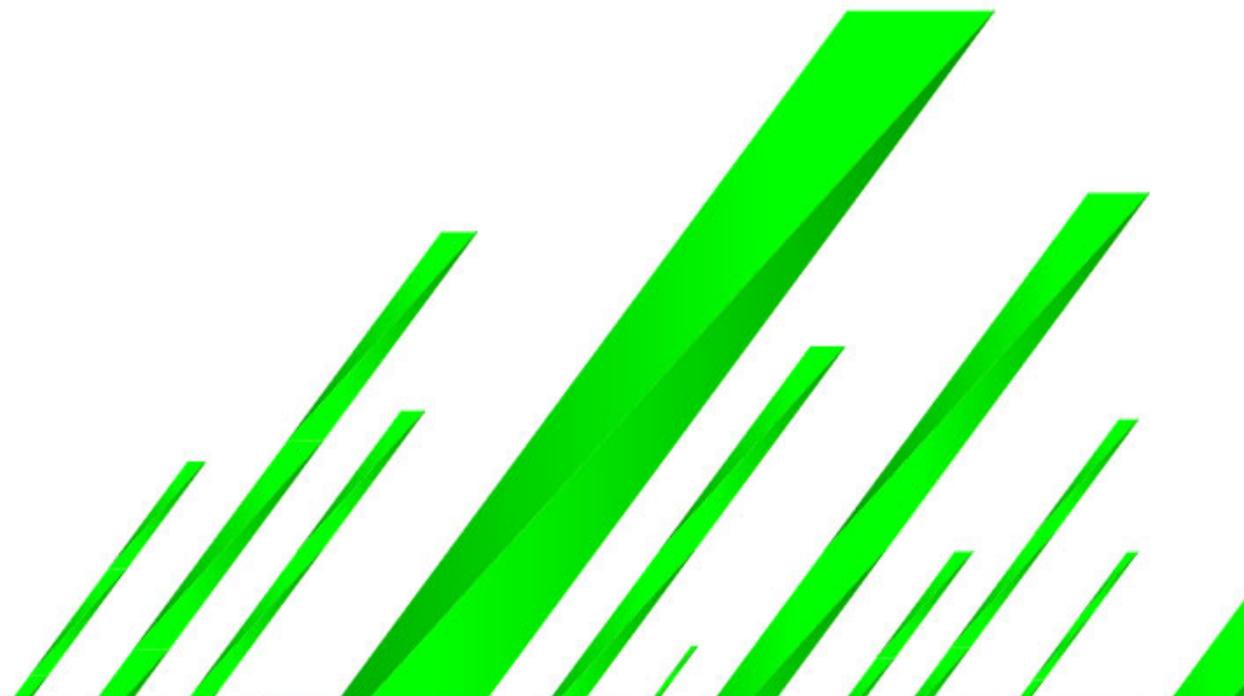
※②の場合は当該期間の平均年間排出量。その際、平均をとった期間の中央の年度（例：2014年度から2016年度を選択した場合、2015年度）が、超過削減枠創出可能事業者の認証にあたって削減率を計算する上での基準年度となる）。

◆ 既存の制度における基準年度排出量又は無償割当量の前提となる排出量の設定方法

東京都-ETS	埼玉県-ETS	EU-ETS	韓国-ETS
事業者が選択した2002年度から2007年度までのいずれか <u>連続する3か年度排出量の平均値</u> を基準排出量と定める。	同左。	EU-ETSにおける第1フェーズ（2005年-2007年）、第2フェーズ（2008年-2012年）では、 <u>グランド・ファザリング方式で無償割当量を算定していたところ、いずれも2000年から2005年のうち、3年間の排出量の平均値を基準に、無償割当を行った。</u>	韓国-ETSでは、 <u>グランド・ファザリング方式で無償割当量を算定していたところ、第1期計画期間（2015年-2017年）では、2011年から2013年までの3年間の年平均排出量を基準とし、無償割当を行った。</u>

- 基準年度排出量の算定の際は、別途定める算定手法（温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の手法を基礎とする）に従って算定し、第三者検証を受ける必要がある。
- 併せて、参考情報として、別途定める算定手法に基づき、直近年度（2021年度）の排出量についても、提出（第三者検証は不要）。

3. 算定・検証に関する論点



論点：排出量の算定ルール（1/3）

第1回検討会資料で示した考え方

- 算定に当たっては、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）の手法を基礎としつつ、GX-ETSにおける規程として定める。



主な意見

（賛同企業からの意見）

- 企業の負担軽減の観点から、**SHK制度に準拠して算定することには賛同**。一方で、SHK制度には基礎排出量と調整後排出量があることや、他社供給する電気や熱にかかる排出を控除すること、電気の排出係数が小売電気事業者別であることについて、**GX-ETSの目的（経済と環境の好循環など）と照らした時、そのまま活用できない点があるため、独自の算定ルールを定めていただきたい。**
- GX-ETSに係る排出量算定については、事業者の負担軽減および既存制度との整合（わかりやすさ）の観点から、**「温対法に基づくSHKの算定方法を基礎とする」との記載の通り、SHK制度の報告値と同値としていただきたい。**
- 既にSHK制度検討会における検討が提起されている状況でもあり、GXリーグでの今後定める関連規程の制定にあたっては、**「今後のSHK制度検討会での議論や算定方法の見直しにあった場合には、GXリーグでの算定方法についても併せて見直される」旨の規定が必要**ではないか。

論点：排出量の算定ルール（2/3）

主な意見

- TCFDでは、GHGプロトコルで算出した指標・目標の開示が求められており、GXリーグに参画する場合、これとは別に、SHKルールで、国内（もしくは単体）の目標を作成するという2重の管理が必要になる。管理することはコストがかかり、2重の開示は分かりにくさに繋がり、配慮が必要。
- 温対法が非エネルギー起源排出量の活動種を限定しており、GHGプロトコルとのギャップが抜け漏れとなる。またGX-ETS対象を直接排出限定とすると、GHG排出量全体のカバー率が不十分となる。NDC達成に向けて温対法の活動種以外の事業活動やScope2でのGHG排出減を取り込めないのは制度設計上問題と考える。したがって、Scope2について電力会社等とのダブルカウントを防ぐ算定方法を前提にGX-ETSの対象にこれらを含めて排出削減に取り組むべきである。また、GX-ETSを今後海外にも発信、国際標準化も視野に入れることを想定、温対法算定方法を国際標準であるGHGプロトコルへ調和していくべき。一方GHGプロトコルベースの算定が難しい企業に関しては、トランジションとして温対法報告との選択制を許容するフレキシブルな制度とする。

（検証機関からの意見）

- GHGプロトコルと整合する枠組みでないと、SHKで算定された排出量で別途検証が必要となり、実務上厳しいのでは無いか。また、日本独自の算定基準では海外に対して主張がしにくいのではないか。

論点：排出量の算定ルール（3/3）

- ◆ 温対法に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）は、2005年の温対法改正により導入され、2006年4月から施行された制度であり、対象事業者は、全ての事業所のエネルギー使用量合計が1,500kl/年以上となる事業者等であり、大企業だけでなく中小企業にも浸透している。また、省エネ法の特定貨物輸送事業者や特定旅客輸送事業者等も制度の対象としており、幅広い業種にも対応している。
- ◆ このようにSHK制度が広く我が国の事業者を対象としていることから、第1回検討会資料でお示したとおりSHK制度を基礎※にGX-ETSの趣旨・目的に照らして算定ルールを策定する。（※今後、SHK制度検討会での議論等を踏まえ、SHK制度の算定方法に見直しがあった場合は、GX-ETSの算定方法についても見直しを検討する。）
- ◆ もっとも、GXリーグには、GHGプロトコルに基づき目標値や実績値を算定している企業も多数賛同していることから、自主性に鑑み、GHGプロトコルに基づく排出量の算定範囲が一部の排出量の変換（GHGプロトコルで算定した排出量について、GX-ETSのルールと整合した方法で改めて算定すること）・補足（GHGプロトコルでは算定していないGX-ETSでの算定対象の排出量を追加で算定）を行った上、GX-ETSの算定範囲を包含していることを条件に、GHGプロトコルに基づく算定も認めることとするのはどうか（ただし、基準年度排出量及び毎年度の実排出量は同様の算定対象とすることが必須）。

<GX-ETSで定める算定ルールとGHGプロトコルのイメージ>

GHGプロトコルの算定結果を一部変換・補足し、GX-ETSの算定ルールで算定すべき対象を包含しているのであれば、GHGプロトコルによる算定を基礎に基準年度排出量や実排出量の算定を認める。

GHGプロトコル
Scope 1・2

SHK制度
≒GX-ETS

- GX-ETSで定める算定ルールはSHK制度の算定ルールを基礎に定める。
- GX-ETSで定めた算定対象については、GHGプロトコルで別の算定方法となっている場合があり、その場合はGX-ETSで定めた算定方法へと変換
- GX-ETSで定めた算定対象をGHGプロトコルで算定対象としていない場合は、補足
- 上記の算定の結果、GX-ETSでは、企業により異なる方法で排出量を算定することになるが、最低限GX-ETSでの算定ルールは守られることになる。

付随論点：組織境界の設定基準（1/2）

第1回検討会資料（追補版）で示した考え方

会計上の連結基準等を参考に組織境界を識別



主な意見

（賛同企業からの意見）

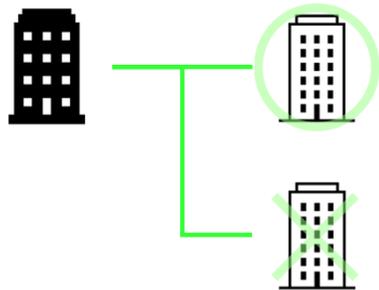
- 支配力基準と出資基準が2つある中で選択となると公平性・透明性の観点で懸念があるのではないか。
- 「会計上の連結基準等を参考に」とあるが、連結基準の範囲内でどこまで含めるかは各企業の裁量に任せるべき。連結対象企業の中でもGHG排出量を把握できている企業は、温対法等の対象事業所を持つ企業など一部に限られ、制度開始時から連結ベースでのバウンダリー対応は負担が大きい。対象範囲は企業の裁量に任せるなど、特に制度初期は尤度を持たせてほしい。
- バウンダリーによっては第三者検証を再度受ける必要もあり、費用・労力が掛かる。連結での数字も明確にすべきとも思うが、ハードルが高くなる境界を設定した場合は参画企業が減少する懸念がある。また、バウンダリーを「連結」とした場合、単体企業の成果について表示の仕組みを決めておかないと「単体」企業での成果の評価が難しくなる。上記から第一フェーズだけでも「単体のみ」の設定にしてはどうか？
- バウンダリーを「連結」とした場合、単体企業の成果について表示の仕組みを決めておかないと「単体」企業での成果の評価が難しくなる。第一フェーズだけでも「単体のみ」の設定とすることを検討して欲しい。
- 数百の子会社・関連会社を抱える企業にとっては、GHG削減目標のバウンダリー設定が削減推進・対外開示双方の観点で非常に重要であり、社内でも慎重な議論・検討を重ねたポイントの一つ。業界内でも各社各様であり、各社の戦略や考え方が反映される部分。今回、「自主的」な枠組みへの参加にあたり、自社の考え方と異なるバウンダリー設定を受け入れなければならないのであれば、参加しないことの相応の理由となる。
- GX-ETS用に、国内子会社の国内/海外オペレーションを切り分けたデータ収集を行った上で追加的に第三者保証を取るのは、組織にとって追加的な相当な実務負担となり、既にひっ迫している人員リソース的にも対応が困難となる。拠って、子会社の所在地が日本で当該子会社の子会社/孫会社の一部が海外にある場合は、管理上日本の会社とみなしたバウンダリー算定も許容すべき。逆もまた真で、投資便宜上子会社は日本だが実質的オペレーションが海外の場合バウンダリーから除外するなど、既存の第三者保証手法をそのまま活用できる柔軟なバウンダリー設定を企業側判断とさせるべき（∵自主的目標設定であることから）。

(再掲) GX-ETSの対象となるバウンダリーの確定方法

排出量の計算において、完全性・一貫性の観点から、GX-ETSで定める算定・モニタリング・報告についての規程に則してバウンダリーを確定する（詳細はJVETS等を参考に、関連規程として年内にとりまとめる）。

Step1 組織境界の識別

- 会計上の連結基準等を参考に組織境界を識別



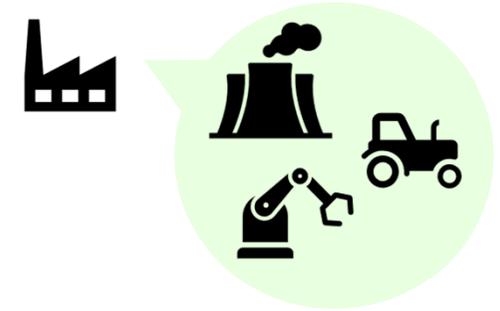
Step2 敷地境界の識別

- 工場立地法届出等の公的書類により敷地境界を識別



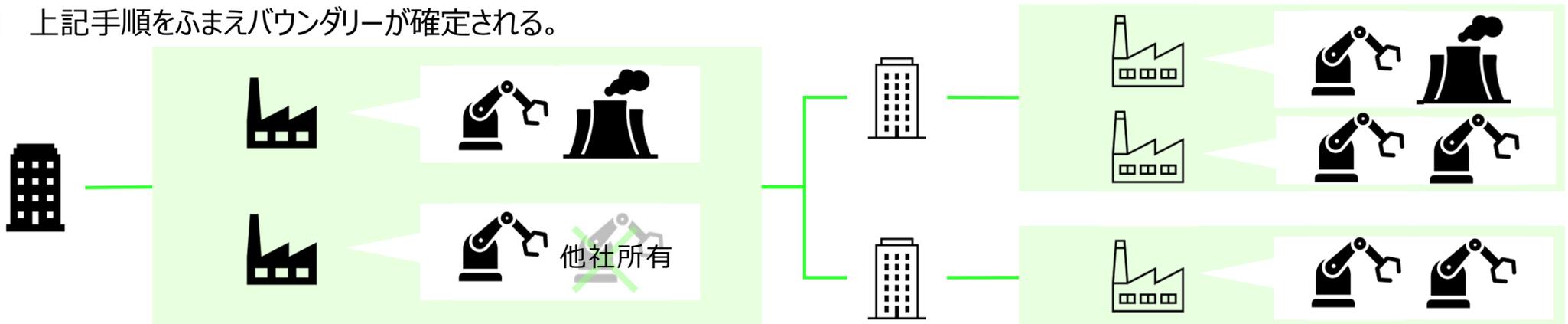
Step3 排出源の特定

- 敷地境界内にあり、算定対象活動に該当する排出源を特定



<バウンダリーの確定>

- 上記手順をふまえバウンダリーが確定される。



付随論点：組織境界の設定基準（2/2）

- ◆ 排出量取引という枠組みにおいては、公平性の観点から、全ての参画企業が同一のルールで算定の対象となる企業グループを判断し、排出量の算定においての組織境界を設定することが望ましい。しかし、現状、組織境界の設定方法は、企業により様々であり、個々の企業が自社の戦略や考え方に基づき設定している。
- ◆ このことから、第1フェーズでは、自主性に鑑み、GHGプロトコルの支配力基準又は出資基準、若しくは会計上の連結基準等を参考に企業がグループ企業ごとに組織境界に含めるか、含める場合は何%の排出量を含めるのかにつき任意で設定することとし、その設定方法については理由をもってGXダッシュボードで開示することとしてはどうか。
- ◆ その上で、第2フェーズ以降、会計上の連結基準を参考に一定のルールを検討していくことはどうか。

基準		考え方	
GHGプロトコル	出資比率基準	<ul style="list-style-type: none"> • 子会社等の関連会社のGHG排出量は、その関連会社に対する出資比率に従って計算する基準 • 通常、出資比率と所有割合は一致するが、一致しない場合、経済的実質を分析し適用する。 	
	支配力基準	財務支配力基準	<ul style="list-style-type: none"> • 支配下の関連会社からのGHG排出量の100%を算入する。持分を持っていても支配力は持っていない関連会社のGHG排出量は算入しない。 • 関連会社から経済的利益を得る目的でその関連会社の財務方針及び経営方針を決定する力を持つ場合、企業はその関連会社に対し、支配力を有するとする。
		経営支配力基準	<ul style="list-style-type: none"> • 支配下の関連会社からのGHG排出量の100%を算入する。持分を持っていても支配力は持っていない関連会社のGHG排出量は算入しない。 • 企業又はその子会社等を通じて自らの経営方針を関連会社に導入して実施する完全な権限を持つ場合、企業はその関連会社に対し、支配力を有する。
会計上の連結基準	連結法（連結子会社）	<ul style="list-style-type: none"> • 下記の条件に該当する会社は、連結の対象に含める（子会社が重要でなければ入れないことも可能）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の企業の議決権50%超自己の計算において所有している場合 ➢ 他の企業の議決権40%以上50%以下自己の計算において所有し、緊密者の議決権や役員関係、契約関係等の一定の条件を満たす場合 ➢ 他の企業の議決権40%未満自己の計算において所有し、緊密者の議決権と合わせて50%超保有し、役員関係、契約関係等の一定の条件を満たす場合 	
	持分法（非連結子会社を前提）	<ul style="list-style-type: none"> • 下記の条件に該当する会社は、持分法の対象に含める <ul style="list-style-type: none"> ➢ 議決権の20%以上所有する場合 ➢ 15%以上20%未満の場合で、一定の議決権を有し、事業方針等に重要な影響を与えることができる場合等 	

（出所）「The GHG Protocol A Corporate Accounting and Reporting Standard<REVISED EDITION>」、企業会計基準委員会「企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準委員会「企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」」をもとに事務局が作成

論点：検証における保証水準（1/2）

第1回検討会資料（追補版）で示した考え方

- 全国の排出量の4割以上を占めると想定されるGX-ETSにおいて、検証機関のキャパシティや今後の企業側の体制もふまえ、「段階的発展」の考えの下で検討していく。



主な意見

（賛同企業からの意見）

- 保証の実務負担が「削減・売却メリット」を上回らないよう、簡素かつ経済合理的な限定的保証が望ましいのではないのでしょうか。
- 基準年および実績の排出量報告値は、第三者機関による検証が必要とのことだが、経済価値のある超過削減枠の創出をするには適切な第三者検証を得る必要があると理解するものの、超過削減枠以外の自主的目標に対する排出量については、自主的なものとするのならば、第三者検証は不要としていただきたい。
- 財産的価値を有する超過削減枠を創出する事業者が適切な第三者検証を受けなければいけないのは尤もである一方、本制度があくまでも自主的なものであるならば、超過削減枠創出者以外の第三者認証は不要ではないか。
- 第三者認証の取得完了には、当社の場合、事業年度終了後6カ月以上を要している。全参加者が第三者認証を取得するとすると、認証機関が意味のある期間内に対応が可能なのか疑問である。認証要件については必要最低限にすることとあわせて、すでに第三者認証を取得している基準年度などこれまでの実績については、各企業の実態になるべく沿った形でも可とするなど配慮いただきたい（例えば以下）。例：国内排出分も包含したグローバル排出量として認証を取得している企業は、その値でも可とする。
- 排出実績に対する第三者検証については相当のコスト（費用・人的資源）がかかることが予想される。CO2削減の原資をこのようなものに多く取られてしまい、削減施策が打ちづらくなることは避ける必要がある。簡便かつ低コストな検証方法を標準としてもらえるよう配慮いただきたい。また、これらにかかるコストへの補助も検討いただきたい。排出実績に対する第三者検証について、排出量取引に参加しない場合には免除される等の配慮をいただきたい。

(再掲) 排出量実績への検証の保証水準

排出量取引は、金銭の取引を伴うため、企業が算定した排出量に対し、一定水準以上の検証が必要。他方、水準を上げすぎると、実務負担が増加。

既に一部地方自治体では排出量取引が導入されているが、全国の排出量の4割以上を占めると想定されるGX-E-T-Sにおいて、検証機関のキャパシティや今後の企業側の体制もふまえ、「段階的発展」の考えの下で検討していく。

「検証」(verification)は、保証(assurance)業務として実施される。

一定水準以上の検証は、保証水準をどの程度要求するかということが論点となる。

保証水準	内容	現状
合理的保証	「算定データは算定基準に準拠され全ての重要な点において適正に表示しているものと認める」とするもの	EU-ETSやSHIFT事業等、金銭の取引が想定される制度では、排出量の合理的保証が求められることが多い。
限定的保証	「実施した手続及び入手した証拠に基づき、算定データが算定基準に準拠されていないと信じさせる事項は全ての重要な点において認められなかった」とするもの	企業のサステナビリティ報告書等での保証は限定的保証としていることが多い。

- 合理的保証を要求すると検証機関によるサンプリング数や現地調査数が増加し、企業への負担が増加する。また、合理的保証に対応するためには、企業の排出量算定のための内部統制の構築も重要である。
- 他方、財産的価値を有する超過削減枠を創出する前提となることから高水準の保証が必要である。

➤ 今後は検証機関とも意見交換を行い、実現可能性をふまえて、決定していく。

論点：検証における保証水準（2/2）

- ◆ 排出量取引は金銭的な取引を伴う制度であることから、企業が算定した排出量につき一定水準以上の検証が必要。
- ◆ 他方、検証の水準が上がることに比例し、実務的な負担や検証機関に支払う報酬等のコストが増加。また、企業が、合理的な保証に対応するための内部統制を構築するには、一定の準備期間が必要なことも事実。
- ◆ 以上より、第1フェーズにおいては、排出量の正確な算定をするための内部統制を構築することを促進するため、検証は必須とするものの、その保証水準は、限定的保証でよいとするのはどうか。
- ◆ もっとも、超過削減枠は財産的価値を有し、取引が可能であるから、信頼できる排出量の算定を前提としなければならない。したがって、超過削減枠の創出の要件としては合理的保証水準の第三者検証を受けることが必要としてはどうか。
- ◆ その上で、将来的には、正確な排出量実績を用いた排出量取引を目指すという観点から、企業の排出量の算定における内部統制の構築の進捗を考慮し、合理的保証水準の検証を求めていくことも検討するのはどうか。
- ◆ また、超過削減枠を創出しない少量排出事業者については、第三者検証を不要としてはどうか（次頁）。

＜企業の排出量管理や排出量の検証に関する段階的發展＞

課題・第1フェーズでの取扱い

目指すべき姿

【課題】

- 合理的保証に耐えうる排出量算定の内部統制を構築するのに準備が必要。
- 我が国での排出量の検証の担い手が少ない。

【当面の取扱い】

- 限定的保証に緩和する。なお、超過削減枠の創出要件としては、合理的保証を求める。

企業の算定・モニタリング・報告及び検証体制の構築の進捗度合いに応じ移行

全ての企業に合理的保証を求める。

- なお、検証費用については、費用負担についての意見が多数あったことから今後の検討課題。

付随論点：少量排出事業者における検証の取り扱い

- ◆ 超過削減枠を創出しない少量排出事業者に検証を求めることは、費用対効果が薄く、また当該事業者にとってのGXリーグに参画するインセンティブを損ねる恐れ。
- ◆ 我が国全体の排出量を効率的に削減する観点や、企業の内部統制の構築や検証に関するビジネスの裾野拡大まで時間を要することを踏まえると、検証を必須とする事業者は、ある程度排出量が多い事業者に限定し、徐々に対象を拡大していくことが効率的ではないか。
- ◆ SHK制度のデータによると、10万t-CO₂以上の企業は約590社で総排出量の75%以上を、GXリーグ賛同企業内でみると総排出量の99%をカバーする。また、最頻値の集団は10万～100万tCO₂未満の事業者であることから、制度開始当初は10万t-CO₂を閾値にするのがよいのではないか。（したがって、超過削減枠を創出しない年間10万t-CO₂未満の企業は、排出量の算定・モニタリング・報告は必須であるものの、実績値に対する検証は不要とする）
- ◆ なお、GX-ETSの算定対象範囲は企業グループを想定しており、企業グループの中で検証を受ける数値と受けない数値が生じるのはかえって煩雑であることから企業グループで10万tCO₂以上とするのはどうか。

<SHK制度における特定排出者の排出量別分布>

排出量	全対象事業者				GXリーグ賛同企業			
	事業者数	割合	排出量	割合	事業者数	割合	排出量	割合
3千tCO ₂ 未満	640 事業者	5.27%	1,589 千tCO ₂	0.25%	1 事業者	0.56%	3 千tCO ₂	0.00%
3千tCO ₂ 以上10千tCO ₂ 未満	6,595 事業者	54.28%	37,145 千tCO ₂	5.81%	34 事業者	18.99%	206 千tCO ₂	0.06%
10千tCO ₂ 以上25千tCO ₂ 未満	2,691 事業者	22.15%	41,338 千tCO ₂	6.46%	28 事業者	15.64%	430 千tCO ₂	0.13%
25千tCO ₂ 以上100千tCO ₂ 未満	1,638 事業者	13.48%	79,123 千tCO ₂	12.37%	32 事業者	17.88%	1,705 千tCO ₂	0.53%
100千tCO ₂ 以上1,000千tCO ₂ 未満	522 事業者	4.30%	217,265 千tCO ₂	33.98%	46 事業者	25.70%	20,011 千tCO ₂	6.27%
1,000千tCO ₂ 以上10,000千tCO ₂ 未満	59 事業者	0.49%	73,670 千tCO ₂	11.52%	33 事業者	18.44%	107,663 千tCO ₂	33.71%
10,000千tCO ₂ 以上	5 事業者	0.04%	189,322 千tCO ₂	29.61%	5 事業者	2.79%	189,322 千tCO ₂	59.29%
合計	12,150 事業者	100%	639,452 千tCO ₂	100%	179 事業者	100%	319,340 千tCO ₂	100%

(出所) 平成30年算定・報告・公表制度における特定排出事業者データより事務局が集計

付随論点：基準年度排出量の検証（1/2）

第1回検討会資料で示した考え方

- 基準年度排出量についても第三者検証が必要である。



主な意見

（賛同企業からの意見）

- 基準年にさかのぼって第三者検証を受けることは費用・手間を要することから慎重なルール策定が必要と認識。対象事業者としては、クレジット取引上メリットのある超過削減枠創出者とし、それ以外の第三者検証は不要としてはどうか。また、第三者検証の対象範囲として、算定対象の企業グループ全体にすることは費用・手間の負担が大きいため、現状のSHK制度で対象の排出量が一定以上（例えば8割以上など）把握できていれば、グループ内の中小規模の排出量の把握を追加で把握せずとも許容するなど、実務負担に配慮する制度としてほしい。
- 基準年度の選択対象となる2013～2021年度の排出量実績について第三者検証の取得を想定するうえで、一般的な検証フローのように、エネルギー消費データ等からの算定・照合を行うことは、過去に遡るほどデータの保管状況等の理由から困難・煩雑になる可能性。当該年度における温対法・省エネ法の報告値が存在する事業者については、これを正値として扱うことを可能とすることでいかがか。（NDCの基準年度となる2013年度の国内排出量が当該報告の集計であることにも拠る）。

（検証機関からの意見）

- 2013年など、基準年度の合理的保証はデータが揃っていない等の観点で難しい。

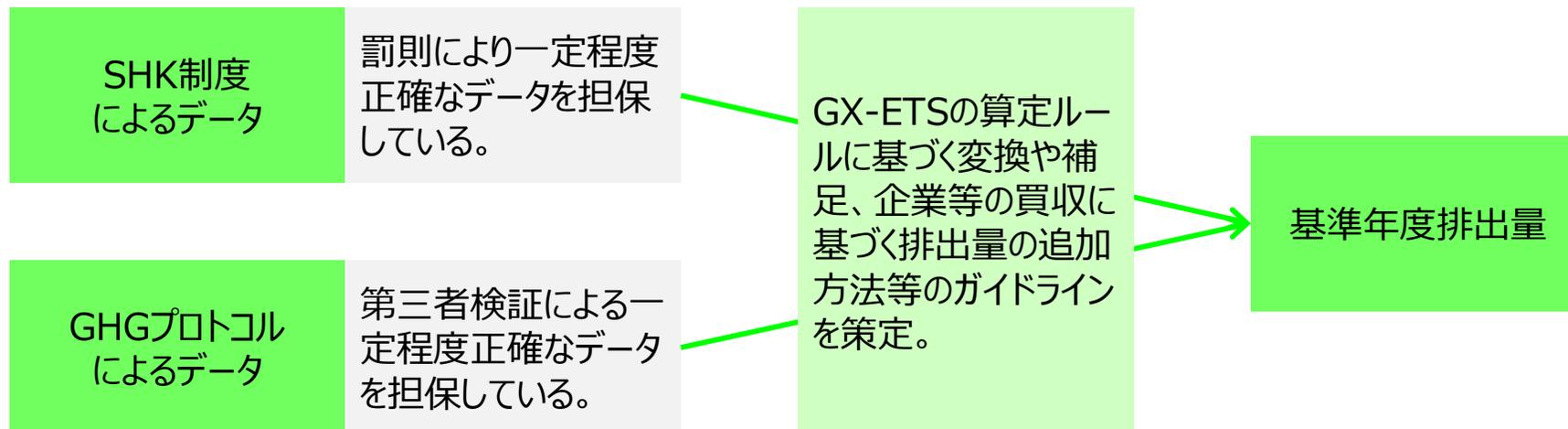
付随論点：基準年度排出量の検証（2/2）

- ◆ 基準年度排出量に対する検証は、過去の数値の検証となるため、証拠の散逸等、事業者や検証機関に対して過度の負担となり得る。
- ◆ 他方、虚偽の報告に対して罰則があるSHK制度のデータや、統合報告書等による開示に向けGHGプロトコルで算定をした第三者検証（限定的保証以上の水準）を受けているデータは一定程度正確なデータといえる。
- ◆ そこで、基準年度排出量に関しては、SHK制度や第三者検証済みのGHGプロトコルのデータは、正確に測定されたものとみなしてはどうか。
- ◆ なお、SHK制度やGHGプロトコルによるデータからGX-ETSの基準年度排出量へ換算のための方法は別途策定し、正確に換算が可能なツールの開発や事後的なチェック機能等、客観的に数値の正確性を担保するための措置を検討する。

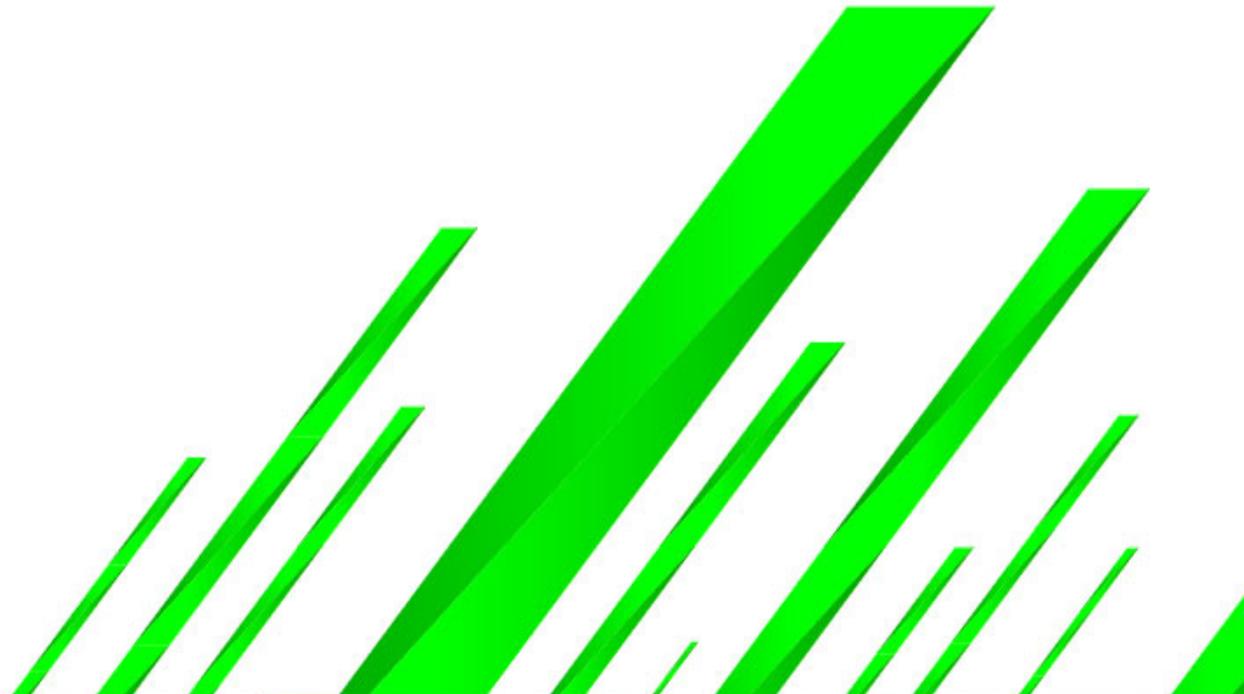
＜基準年度排出量の算定イメージ＞

基準年度における既存データ

GX-ETSにおける基準年度排出量



4. GXダッシュボードに関する論点



論点：公表のあり方（1/2）

第1回検討会資料で示した考え方

- GXリーグ参画企業の取組状況を開示するための基盤として、GXダッシュボードを整備する。
- ステークホルダーが投資判断や企業評価等に活用可能な情報を、一覧性・比較可能性のある形で開示する。
- ユーザーインタフェース等の工夫を行うことにより、参照される頻度を高め、ESG資金の呼び込みや新ビジネス展開など、GXリーグ参画企業が市場からの評価を受けやすい環境を構築する。



主な意見

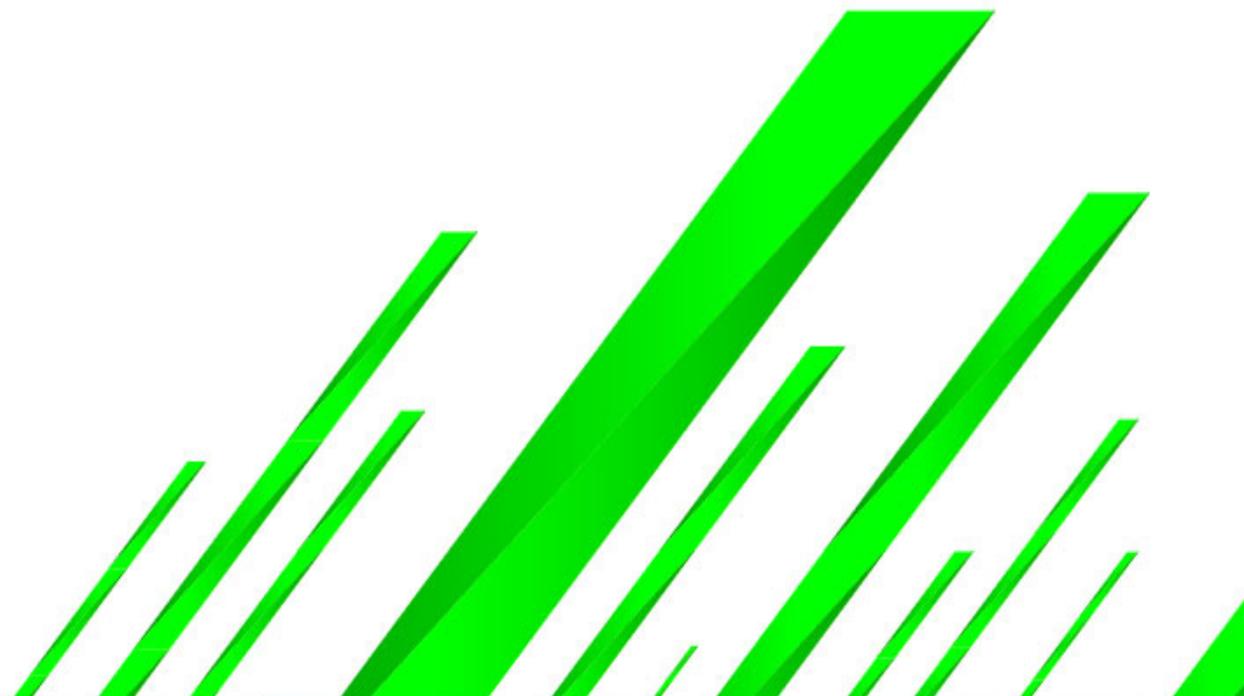
（賛同企業からの意見）

- 2023年度から2025年度となっていますが、多排出事業者は、大型の設備投資を必要とすることから2023年から2025年までに設備投資を行うことには難しいと考えます。**多排出事業者の取り組みを評価する仕組み**も検討していただきたいと思います。例) **削減率と削減量を併記**することで、他の産業よりも削減量が多いことを評価できるようにする。温暖化対策に**投資した額**も見えるようにする。
- 賛同企業間で、**目標設定が比較可能な形で開示**されるような仕組みを構築するべきではないか。ベースラインとなる基準年の設定が賛同企業間で異なることになるため、GXダッシュボード上で、容易に比較検証が可能な表示・開示の方法を検討していただきたい。
- Comply or Explainという思想であれば、**未達の理由は非常に重要**であり、遵守できていないこと自体が非難されるべきではないため、GXダッシュボードにおいて目標の遵守状況を単純な○×で示すものではなく、**理由があつての未達についても配慮される表現を選択肢に入れるべき**である。
- 企業の排出量や取組みを網羅的にまとめている情報リソースは、現状存在しないため、GXダッシュボードは、有用な情報リソースになり得ると考えます。GXダッシュボードが有用なものであるためには、常にその情報が最新・適切なもので有ることが望まれると考えます。一方で、多くの企業が、**既に統合報告書等を始めとした媒体で類似の開示を行っている**ところと認識しております。**GXダッシュボードへ情報開示する側のGXリーグ参画企業にとって、GXダッシュボードの整備（初期・内容更新）のための業務負担が過大とならないよう、制度設計や運営**がなされるのが望ましいと考えます。

論点：公表のあり方（2/2）

- ◆ GX-ETSは、企業の自主性に基づくプレッジ&レビュー方式であり、この枠組みを担保する意味でも、市場機能を最大限活用する形で、透明性高く運用することは必須。GXダッシュボードはその基幹となるインフラ。
- ◆ 外部からの評価という観点では、網羅性や比較可能性は重要な要素だが、脱炭素に向けた代替手段の有無やエネルギーの安定供給といった観点など、産業や企業の事情を踏まえた開示も重要。
- ◆ そのため、①参画企業の主たる業種の表示や、②脱炭素イノベーションに向けた取組状況の発信に加え、③削減率だけでなく削減量も合わせて記載するなど、構成の工夫を検討。
- ◆ また、自社HPや統合報告書、有価証券報告書等で、企業の気候変動に関する情報開示（TCFD開示）が進んでいることを踏まえ、企業負担の軽減の観点から、既存の報告媒体のURLなども掲載出来るよう、検討。

5. 段階的發展に関する論点



論点：GXリーグの段階的発展の道筋（1/2）

新しい資本主義「実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

iii) GXリーグの段階的発展・活用

GXリーグについては、約440社（我が国のCO2排出量の4割以上）の賛同を得て、本年度中に試行を開始し、来年度から自主的な排出量取引の推進やカーボンクレジット市場の整備を含め本格的に取り組を実施する等、将来的に大きく発展させる。

第1回検討会資料で示した考え方

GXリーグの発展の絵姿は、「成長志向型カーボンプライシング」の構成要素の一つとなっていくものであり、官邸に設置された「GX実行会議」の議論もふまえ、GXリーグ事務局としての経産省が取りまとめていく。



主な意見

（賛同企業からの意見）

- GXリーグにおける目標達成の重みがわからない。投資家が参考にする程度ではやはり企業PRの域から出ないのではないかと感じる。このままではGXリーグ参加しないという選択肢が増えてしまう可能性がある。取り組まない企業への罰則(炭素税など)も併せて実施していかなければ厳しいのではないか。
- 第1フェーズでは、あくまでも自主的な場として取引が想定されているが、削減目標の遵守や取引でカバーされる排出量、制度のフリーライドなど、適正な取引環境を維持するためには、制度的な担保を持った仕組みにする必要があるのではないか。
- 目標達成のレビューについて、未達時はその事実と理由を説明することとなっているが、制度へのフリーライドへの対策のために、未達の場合のペナルティやフリーライドを防止する仕組みの導入を検討するべきではないか。
- 挑戦的な目標設定および超過削減枠やクレジットの調達の実行については、罰則又はインセンティブが必要。

論点：GXリーグの段階的発展の道筋（2/2）

主な意見

- GX-ETS（GXリーグにおける排出量取引）の運用に関して、本格稼働した段階で実データ収集が始まり、それを踏まえて柔軟に制度運営の改善を行っていく考えであることについて、基本的に賛同します。その上で、そのデータ収集や制度運営の改善にあたっては、過度な負担がGXリーグ参画企業に生じることがないように、経過措置の導入等も含めた制度設計や運営が望ましいと考えます。
- 賛同企業以外の排出量を牽引する仕組みには見えづらい。今後の排出取引制度拡大の指針を示して欲しい。
- GXリーグの目的は、2050年の長期的なカーボンニュートラルを実現することであると理解している。昨今の議論の中では2025年や2030年の短期的目標達成がクローズアップされているように感じるが、これに固執しすぎて長期目標達成のための原資が削がれるといったことにならないよう配慮いただきたい。
- 企業の自主的な取り組みや選択に委ねる弊害として、実効性を欠き、GHG排出量削減が進まない懸念（結果、炭素税等の政策出動等）。論点①基本コンセプト（Pledge&Review）②超過削減枠③基準年度④フェーズ運用⑤各年度末の対応⑥バウンダリー（連結基準・閾値）等・各種論点において、強制力のある、義務的な制度設計にすべき・お金のやり取り（クレジット売買）をするからには、客観性・透明性のある制度設計とすべき。また企業の投資を促進させる（予見可能性を高める）政策の海外事例（補助金・ファンドのほか、リサイクル等の法制化等）を踏まえたGX実行計画の具体化を早急に行つてほしい。

付随論点：政策対応との連動（1/2）

第1回検討会資料で示した考え方

- 目標や移行戦略、実践状況を踏まえ、更なる投資を誘導するための予算措置、規制・制度的措置、金融パッケージと連動（政策対応）



主な意見

（賛同企業からの意見）

- 現状の制度案では超過削減枠の創出が可能となる政府目標以上に深堀りをするインセンティブに乏しいのではないかと。このため、GXリーグでの高評価企業には、**税制優遇や国庫をベースにした低利融資を行う仕組み**などの導入も考えてはどうか
- GXリーグへ参加するインセンティブについて、QAでは「対外的にPR可、市場ルール形成等の議論に参加可、他の政策対応との連携も検討、GX-ETSの超過削減枠の売却益が得られる可能性」といったものであったが、特にGX-ETXに参加するメリットがよく見えないなか、企業が参加／不参加の経営判断をするには十分な情報とは言い難い。**より具体的な情報提供とともに、財政支援との連動も含め、さらなるインセンティブの設計をお願いしたい**。とりわけ、参加企業が投資を行い、GHGを削減しつつ新たな市場を創出するためには、事業の初期段階における投資の予見可能性を高めるための大胆な支援制度の創設をはじめ、**税制の優遇、投資回収が見込める適切なスキーム等の整備等が重要**である。その観点から、GX経済移行債を活用して、例えば以下のような政策を展開してはどうか。1）自主目標（Scope 1に限定しない）に向かった投資について投資額の1%を税額控除とする、2）1）の投資において2030年度政府目標や2050年CNに大きく貢献するものについてはさらなる控除上乘せをする、3）GXリーグ参加企業のみが手を挙げられるGI基金のような基金事業（R&D、社会実装の両ステージ）を立ち上げる。
- 現在示されている超過削減枠の売却インセンティブのみならず、GXに係る**各種補助の優先割り当てや税制優遇など、目標達成者（超過削減排出枠やクレジットの購入による達成者含む）、一定程度の削減貢献者（46%基準超過者）、GXリーグ参加者のインセンティブとなる政策支援の導入**をお願いしたい。

付随論点：政策対応との連動（2/2）

主な意見

- GX-ETSは、事業者自主の制度ではあるが、目標設定や実績次第では、炭素コストとして負担を伴うものであり、二重負担の回避という観点で、**既存の温暖化対策関連制度（省エネ法、高度化法、温対税等）と政策上の整理**をお願いしたい。
- GXリーグへ参加するメリットについては、「（GX-ETS）書面質問への回答 20220928時点」50頁で一通りご説明頂いたところですが、しかなしながら、弊社では、フェーズ1、2を通して超過削減枠の創出量よりもJクレジットの購入量が遥かに多くなることが見込まれており、**PR効果以上のメリットが見いだせずにあります**。例えば、Jクレジットの創出等の取組の前段となる予備調査費等に対する**財政支援を参画企業へ優先的に斡旋する等の優遇措置**があれば、メリットの1つとなります。
- 現在は、脱炭素、GHG排出量の削減に、投資家を初めとする外部ステークホルダーの注目が集まっているが、地球における環境課題は、これのみではなく資源循環なども含めて俯瞰的に考え、対応していく必要があることを十分に理解していただく機会、取り組みを設け、それらを継続していく必要がある。それらの土台が整った上で、**排出量取引を前提とした制度を導入するべきであり、最初から取引の義務化に近いような制度とするべきではない**。今回の自主的な排出量取引と炭素税の導入の検討は、自主的という位置づけであっても、他の政策・制度等と個別に議論されるべきものではなく、明確に関連付けて議論されていくべきものである。たとえば、税制については、自主的な排出量取引での削減効果を評価した上で、炭素税導入の議論を行い、導入の見極めを行っていくべきである。GHGの削減は重要であるが、両制度ともに、企業に負担となるものであり、両制度が並行して導入された場合の企業への影響を考慮してGX-ETSの制度設計をするとともに、**減免措置なども同時に検討する必要がある**。

「GXリーグの段階的発展の道筋」「政策対応との連動」の考え方

- ◆ 市場規律の活用の下で、参加・目標設定・目標達成それぞれにおいて、企業の自主性を重んじる制度から開始し、データを収集する中で、制度運営の知見やノウハウを蓄積する。
- ◆ 併せて、GXリーグのカバー率（参画・脱退状況）や、参画企業の目標設定の水準、目標達成に向けた進捗状況（取引状況を含む）等の進捗状況を踏まえ、段階的に発展させる。
※例えば、制度のフリーライドに関する指導・監督措置や、公平性をより担保するための仕組（目標水準に関する民間第三者認証制度等）等を規定するための、制度的枠組みも視野。
- ◆ また、GXリーグ参加企業は、GXへのリーダーシップを発揮する先駆的な企業群であることを踏まえ、「規制・支援一体型支援」の考えの下、GXリーグにおける実践状況等や段階的発展に応じて、参加企業に対する政策支援策の連動も検討。
- ◆ 本論点については、官邸の「GX実行会議」の動向も踏まえて議論。

(参考)「政策対応との連動」のイメージ

